

茨木市学童保育室における

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

【改訂版】

茨木市こども育成部学童保育課

(令和2年6月作成)

令和3年4月

目 次

1. 基本的な感染症対策	・・・ 1
(1) 感染源を絶つこと	・・・ 1
(2) 感染経路を絶つこと	・・・ 1
2. 集団感染のリスクへの対応	・・・ 5
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	・・・ 5
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	・・・ 5
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	・・・ 6
3. 保護者との連携	・・・ 7
4. 指導員の感染対策	・・・ 7
5. 活動場面ごとの感染症予防対応	・・・ 7
(1) 登室	・・・ 8
(2) 自由あそび	・・・ 8
(3) 自主学習(宿題)	・・・ 9
(4) 昼食・おやつ	・・・ 9
(5) 終わりの会	・・・ 9
(6) 下校	・・・ 10
(7) 行事等	・・・ 10
(8) 保護者との懇談会等	・・・ 10
6. 感染者等が発生した場合の対応	・・・ 11
(1) 児童の感染者が発生した場合	・・・ 11
(2) 臨時休室等	・・・ 11
(3) その他	・・・ 11

1. 基本的な感染症対策

(1) 感染源を絶つこと

<通常保育>

- ・必要に応じて学校での児童の健康状態を把握するなど、情報共有に努めます。

<土曜日及び1日保育>

- ・発熱や風邪症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登室しないよう働きかけます。
- ・登室前に自宅にて検温し、連絡ノートに記入するよう働きかけます。

【共通事項】

- ・登室時には、児童の検温結果及び健康状態を把握します。
- ・自宅で検温や健康観察等が十分に行えない児童に対しては、学童保育室で適切に支援します。
- ・登室後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに安全に帰宅させます。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には**飛沫感染**、**接触感染**で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で目や鼻、口を触ると粘膜から感染することを言います。



(出典：厚生労働省ホームページ)

①手洗い

接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させます。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食・おやつの前後や、活動の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登室したら、まず手洗いをを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



昼食・おやつ
の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの前に
爪は短く切っておきましょう
時計や指輪を外しておきましょう

- ① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲をのばすようにこすります。
- ③ 指先・爪の間を奥入りこすります。
- ④ 手の間を洗います。
- ⑤ 親指と手のひらをねじり洗いします。
- ⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
厚生労働省
厚労省

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

教室やトイレなど児童等が利用する場所のうち、特に多くの児童等が手を触れる箇所（座卓、ドアの取手、手すり、蛇口など）は、1日1回、水拭きした後に、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

※次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例として、ハイター、ブリーチ、ピューラックス等があります。

※次亜塩素酸ナトリウムは、手洗い後の手指の消毒には使えません。

参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が変わりますので、以下を参考に決めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

2. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、以下の3つの条件（3つの密「密閉」、「密集」、「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回（5分程度）実施します。2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします（対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます）。

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、**エアコン使用時においても換気は必要です。**

窓からの換気と併せて、空気清浄機を使用します。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。学童保育室は「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応します。クラスごとに「外あそび」と「静かあそび」の時間をずらすなどして、広い空間での活動を工夫して行います。

(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

活動においては、近距離での会話などから飛沫を飛ばさないよう児童等は、基本的には、常時マスクを着用します。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、必要に応じてマスクを外して活動します。
※夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先します。
※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。



正しいマスクの着用



②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを外した時に入れるビニール袋等や替えのマスクの持参をお願いすることもあります。

マスクを破棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

3. 保護者との連携

以下のことについて、保護者に協力を依頼しておくことが大切です。

- ・登室前に自宅等にて、児童の健康観察（検温や風邪症状等の確認）の実施。
- ・発熱や風邪の症状が認められる場合は、登室せず自宅での休養。
- ・原則、児童には自宅を出る時点から帰宅するまでマスクの着用。
- ・学童保育室からの連絡が常にとれる体制。
- ・学童保育室にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかな迎え。
- ・児童が濃厚接触者なる可能性が生じた場合等に学童保育課への報告。

4. 指導員の感染症対応

- ・手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策を一層、徹底すること。
- ・出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に努めること。発熱や風邪症状がある場合は無理せず自宅で休養すること。
- ・会議等を行う時は、換気をしつつ、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるなど、3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）を可能な限り避けること。

5. 活動場面ごとの感染症予防対応

【共通事項】

- ・学童保育室等は、可能な限り常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気するとともに空気清浄機を使用します（エアコン使用時であっても定期的な換気は必要）。＜2（1）参照＞
- ・指導員は飛沫飛散防止としてマスクを着用し、児童までの距離（おおむね1～2メートル）を可能な限り確保します。
- ・児童は、常時マスクを着用します。特に近距離での会話や発声が必要な場面では、適切に換気を実施した上で、マスクの着用を徹底します。
- ・気候による熱中症の発生が危惧される場合や児童の健康状態により、マスクを外してもかまいません。ただし、換気・児童等の中に十分な距離を保つなど配慮します。＜2（3）①参照＞
 - ☛熱中症予防のため、マスクの着用時は十分な水分補給を行います。
- ・物品（おもちゃなど）の共有を避けることが難しい場合は、適切な消毒や使用前後の手洗いを徹底します。
 - ☛流水と石けんで手を洗い、手を拭くタオルやハンカチ等を毎日持参す

るよう指導します。

- ・手洗い場やトイレに児童が密集しないよう、導線を指示しておくなど工夫します。手洗いの時間が集中しないようタイミングをずらす、距離を保つようにテープを貼るなどの工夫も有効です。
- ・視覚的に理解しやすいように新型コロナウイルス感染症対策の掲示物を作成し、掲示します。

(1) 登室

- ・必要に応じて学校での児童の健康状態を把握するなど、情報共有に努めます。
- ・登室したら、手洗い・うがいを行います。＜1(2)①参照＞
(例) 教室の入口に「ただいまの次は手洗い・うがい」の掲示物を掲示し、注意喚起をする。
- ・登室前(家庭)で検温をしていない児童は、体温を測定します。(1日保育の場合)
 - ☛基本的には非接触型体温計を使用します。
 - ☛体温計は使用ごとにアルコール消毒します。
 - ☛体調不良者を確認したときは、保護者に連絡して、迎えに来ていただくよう働きかけます。

(2) 自由あそび

- ・部屋あそびでは、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底します。(近距離での会話や発声が必要な場面など)
- ・密集、児童同士の体が接触するようなあそびは、可能な限り配慮します。
(例) 密集する場合は、机2台を合わせて距離を保つなど配慮する。
- ・物品(おもちゃなど)を使用する場合は、児童への使用前後の手洗いを徹底します。
- ・おもちゃ類は、定期的に消毒及び滅菌庫で殺菌します。
- ・外あそびは、マスクの着用は必要ではないが、その際は、児童等間に十分な距離を保つなどの配慮します。＜2(3)①参照＞
- ・3つの密(「密閉」、「密集」、「密接」)を避けるためにも、あそび場所を確保し、学校の施設利用も考慮します。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
 - ☛時間差や、学年ごと、クラスごと、グループごとで行います。
- ・自由あそびの後は、手洗い・うがいを行います。

(3) 自主学習（宿題）

- ・児童の座席間に可能な限り距離を確保します。
- ・対面とならないように工夫します。＜座席配置（例）＞
（例）卓上パーテーションを使用する。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
 - ☛時間差や、学年ごと、クラスごと、グループごとで行います。

＜座席配置（例）＞



(4) 昼食・おやつ

- ・喫食の前後は、使用する座卓を消毒します。
- ・児童の座る位置は、基本、固定することが望ましいが、通常と異なる位置の場合は、記録します。
- ・児童の座席間に可能な限り距離を確保します。
- ・対面とならないように工夫します。＜座席配置（例）＞
（例）卓上パーテーションを使用する。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
 - ☛時間差や、学年ごと、クラスごと、グループごとで行います。
- ・全ての児童が昼食・おやつ前に手洗いを徹底します。
 - ☛手洗い場が密集しないように注意します。＜5【共通事項】参照＞
- ・喫食時は、飛沫飛散防止のため、できるだけ会話は控え、静かに食べます。
（例）読み聞かせの時間を設定する。
- ・喫食後は、すぐにマスクを着用します。

(5) 終わりの会

- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
 - ☛時間差や、学年ごと、クラスごと、グループごとで行います。
- ・短時間で終わるようにします。
（例）晴天の日は、校門前等で行う。

(6) 下校

- ・下足箱及び校門で密集が起こらないように、工夫します。
(例) クラスで時間差をつけて外に出す。
(例) 揃った下校グループから随時校門から出す。
- ・児童下校後、直接手に触れる座卓、ドアの取手、手すり、蛇口などは、消毒液で拭き取ります。＜ 1 (2) ③参照＞
- ・トイレの掃除は、感染リスクが高いので、児童が行うことは控えます。

(7) 行事等

- ・狭い空間や密室状態での歌唱、身体の接触が伴う活動は、可能な限り控えます。
- ・飛沫が飛ぶような内容(大声を上げる、息があがるような激しい活動)は可能な限り控えます。
 - 換気をした状態で、身体的距離を確保して行います。
- ・3つの密(「密閉」、「密集」、「密接」)を避けるためにも、場所を確保し、学校の施設利用も考慮します。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
 - 時間差や、学年ごと、クラスごと、グループごとで行います。
- ・手に触れる教材・教具の使用前後は、児童等の手洗いを徹底します。
- ・学校外保育において、集団での歩行は、密接とならないように配慮します。
- ・掃除は、換気のよい状況のもと、マスクをした上で、実施します。終了後は、手洗いを徹底します。

(8) 保護者との懇談会等

- ・3つの密(「密閉」、「密集」、「密接」)が同時に重ならないよう、実施にあたっては工夫が必要です。
 - 学年ごとやクラスごとの実施、開催時刻をずらすなど
- (例) 事前に出欠アンケートをとり、参加人数に応じて開催方法を考える。
- (例) 保護者が座る場所にテープを貼るなど、間隔をあけて座ってもらう。
- ・懇談会は、議題内容を見直し、短時間で実施します。
- ・保護者には、マスク着用を促します。
- ・学童保育室入口付近に手指用アルコール消毒液の設置や手洗いを促すなど感染防止に努めます。

6. 感染者等が発生した場合の対応

(1) 児童の感染者が発生した場合

- ・児童の感染が判明した場合には、医療機関→本人（保護者）→学校と連絡がいきます。学童保育室への連絡は、直接保護者から入ります。
- ・保健所は、学校に対して疫学調査の協力依頼、消毒指示等を行います。保健所や児童との連絡の主体は学校になりますが、状況によっては学童保育室にも依頼がくることが考えられます。学校と協力・連携をし、積極的に協力します。その際は、学童保育課とも情報共有を行います。
- ・学校の出席停止期間中は、学童保育室も登室できません。
- ・長期休業期間中においては、保健所の指示に従い対応を決定します。

(2) 臨時休室等

- ・児童や教職員の感染が判明した場合には、当該学校は保健所の指示により学級、学年閉鎖や臨時休校の決定をしますが、学童保育室の対応についてはその決定を受け、状況によって判断します。
- ・学童保育室内において感染が確認された場合には、保健所の調査等を踏まえ、検討し判断します。

(3) その他

- ・児童や児童の同居家族、学童保育指導員等のPCR等検査受検に関する情報は個人情報保護及び風評被害防止の観点から、その取扱いに留意し、外部に伝えません。
- ・学童保育室内で感染が確認されたが、指導員が濃厚接触者と特定されず行政検査の対象外とされた場合、または、指導員が発熱等の症状がある場合、PCR検査（唾液検査方式）を受検する制度があります。